

# 営繕工事書類一覧表

令和6年4月

分類	提出書類	根拠法令等	発注者へ提出	提出部数		完成検査		様式	備考	
					監理業務	提示	提出			
① 契約関係	契約書		○	2						
	建退共掛金収納書	現場説明書	○	1			○		契約後1か月以内に提出する。 計画購入の場合:建退共運営計画書を添付する。 率購入の場合:計算式等の根拠を添付する。	
	当初	現場代理人等(変更)通知書	契約書第10条1項	○	1			○		契約締結後5日以内に提出する。
		請負代金内訳書	契約書第3条1項	○	1			○		契約締結後5日以内に提出する。
		工事工程表	契約書第3条1項	○	1			○		契約締結後5日以内に提出する。
		前払金請求書	契約書第34条1項	○	1			○		前金払申請書(別紙支払計算書共)及び保証事業会社の保証書を添付する。
		工事着手届		○	1			○		工事着手の日。(契約締結日)
		中間前払金	中間前払金認定請求書	契約書第34条4項	○	1			○	
		工事履行報告書	契約書第11条	○	1			○		中間前払金の認定を請求する場合に工程表と併せて提出する。
		中間前払金請求書	契約書第34条3項	○	1			○		中間前払金認定調書の交付後、中間前払金申請書(別紙支払計算書共)及び保証事業会社の保証書を添付する。
	完成検査及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項	○	1			○		工事完成の日。
		工事目的物引渡書	契約書第31条4項	○	1			○		検査合格後引渡しをしようとする日。
		請求書	契約書第32条1項	○	1			○		請求をしようとする日。
	部分引渡し	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項	○	1			○		指定部分に係る工事完成の日。
		(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項	○	1			○		指定部分に係る検査合格後引渡しをしようとする日。
		(部分引渡しに係る)請求書	契約書第38条1項	○	1			○		指定部分に係る請求をしようとする日。
	部分払い検査	工事出来高届	契約書第37条2項	○	1			○		出来形図及び写真等を添付する。
		工事出来高内訳書	契約書第37条2項	○	1			○		
		請求書	契約書第37条5項	○	1			○		
	修補関係	修補(改造)工事完成届	契約書第31条6項	○	1			○		修補(改造)命令書に基づく修補(改造)が完了した時に提出する。
工期延長時	工期延期願	契約書第21条1項	○	1			○		やむを得ない理由により、工期内に工事を完成することができない場合に提出する。	
	火災保険等証書(延長)	契約書第50条	○	1			○			
部分使用	部分使用承諾書	契約書第33条1項	○	1			○	○	部分使用がある場合	
② 工事着手前	工事実績情報サービス(CORINS)登録内容確認書	標準仕様書1.1.4							登録内容確認書を監督職員に提示する。契約後10日以内(契約時・変更時・完成時)	
	施工計画書(総合・工種別)	標準仕様書1.2.2	○	2	1		○		工事着手前に提出する。 軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期や数量だけの変更等の場合)	
	施工体制台帳	標準仕様書1.1.5	○	1	1		○		下請契約がある場合に提出する。	
	施工体系図	標準仕様書1.1.5	○	1	1		○		下請契約がある場合に提出する。	
	誓約書	木津川市暴力団排除条例	○	1			○		下請契約額が150万円以上の下請負人が建設業許可を有していない場合、写しを施工体制台帳に含めて提出する。	
	設計図書の照査確認資料	契約書第18条1項第1～5号	○	1			○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実がある無しに関わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)	
③ 工事中	工事打合簿(指示)			2	1		○	○	原本は発注者が保管。提出書類は監督職員の保管書類。	
	工事打合簿(協議、通知、承諾、報告、提出)		○	2	1		○	○	発注者と受注者間でのやり取りがある協議などの場合は、資料3部を提出し、発注者及び受注者双方で1部を、残り1部を監理業者で保管する。完成検査時の提出は監督職員に提出した書類。(様式5)	
	工事打合簿(提出、報告、通知、届出)		○	2	1		○	○	監督職員が提出を求めた場合は提出する。完成検査時の提出は監督職員に提出した書類。(様式5-1)	
	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	標準仕様書1.3.11	○	1			○		該当する再生資源がある場合、計画書は施工計画書に含めて提出する。電子データは別途提出する。建設副産物情報交換システムを利用した場合は、電子データの提出は不要。	
	処理委託契約書の写し	特記仕様書					○		監督職員が提出を求めた場合は提出する。	
	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	特記仕様書					○		産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。	

# 営繕工事書類一覧表

令和6年4月

分類	提出書類	根拠法令等	発注者へ提出	提出部数		完成検査		様式	備考	
					監理業務	提示	提出			
	運搬管理表	現場説明書	○	1			○	○	対象：契約図書にある建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）等の運搬作業 廃棄物の種類ごとに分類する。 ※現着購入資材の現場までの運搬は対象外 ※現場内の運搬は対象外 ※レディミクストコンクリート、アスファルト混合物の運搬にあたって、監督職員が提出を求めた場合は、運搬管理表を作成し提出する。	
	関係官公庁協議資料	標準仕様書1.1.3	○	2	1		○		関係官公庁と協議が必要な場合に提出する。申請書類等は申請前に提出する。	
	近隣協議資料	標準仕様書1.3.7	○	2	1		○		近隣との協議が必要な場合に発注者にその都度報告する。工事打合簿の活用による。	
	資材承諾願	標準仕様書1.4.2	○	2	1		○		使用資材の承諾を受けようとする日の7日前までに提出する。	
	施工図	標準仕様書1.2.3	○	2	1		○		加工図等を含む。必要な場合にその都度提出する。	
	休日、夜間作業届	標準仕様書1.3.5	◎(メール)				○		○	施工時は、その都度届出し、完成検査時は、提示のみ。
	工事月(日)報	契約書第11条	○	1	1			○	○	工期が2ヶ月以上の場合。施工した翌月の5日以内に提出する。 なお、監督職員が指示したときは週間工程表共各定例会の際に提出する。
	月末進捗状況表及び出来高管理図	契約書第11条	○	1	1			○	○	施工した翌月の5日以内に提出する。工事進捗状況写真を添付する。
④安全管理	安全・訓練報告書	標準仕様書1.3.7					○		○	実施計画は、施工計画書に記載する。
	安全訓練実施資料						○			
	工事事故報告書	標準仕様書1.3.9	○	1	1				○	速報は、口頭で連絡する。事故後速やかに提出する。事故処理が完了したときは、速やかに工事事故処理報告書を提出する。
	災害防止協議会活動記録	労働安全衛生法第30条					○			
	店社パトロール実施記録	第1項 標準仕様書1.3.7~10					○			
	安全巡視、TBM、KY実施記録	(建築) 標準仕様書1.3.5~8					○			
	新規入場者教育実施記録	(電気・機械)					○			
	使用機械、車両等点検記録	建設機械施工安全技術指針					○			
⑤施工管理	工程管理									
	実施工程表	標準仕様書1.2.1	○	2	1		○	○		工事着手前に提出する。
	工程表(月間、週間、工種別)	標準仕様書1.2.1	○	2	1		○	○		監督職員の指示による。
	品質管理									
試験成績表	標準仕様書1.4.5	○	1	1			○		電気、機械設備機器等の性能試験を含む。	
品質管理資料	標準仕様書1.4.5	○	1	1			○			
写真管理										
工事写真	標準仕様書1.2.4 現場説明書	○	1				○			電子データ共。
⑥完成時	完成(竣工)図	標準仕様書1.7.2 現場説明書	○					○		体裁、部数等は監督職員の指示による。
	保証書	標準仕様書1.7.3	○	2				○		正、写し各1部
	保全に関する資料	標準仕様書1.7.3	○	2				○		機器取扱説明書、諸官庁届出書類、鍵一覧表ほか監督職員の指示による。
	完成(竣工)写真	標準仕様書1.2.4 現場説明書	○	1				○		電子データ共。撮影部位及び部数等は監督職員の指示による。
⑦その他	材料納入伝票(出荷証明書を含む。)	契約書第13条					○			監督職員が提出を求めた場合のみ提出、それ以外の場合は提示。 交通誘導警備員は有資格者が必要な場合は資格証の写しを提出、伝票は提示。
	建退共実績報告書	現場説明書	○	1				○	○	実績報告： ①率で購入し、当初契約額が3千万円未満の場合： 実績報告書(A) ②計画で購入又は当初契約額が3千万円以上の場合： 実績報告書(A)及び(B)
	建退共証紙受払資料	現場説明書					○			掛金充当実績総括表、就労状況報告書、工事別共済証紙受払簿等を提示する。
	社内検査報告書						○			
	現場環境改善	現場説明書	○	1				○		現場環境改善対象工事の場合に提出する。実施内容は施工計画書に記載する。
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	現場説明書	○	1				○		高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる。
	その他監督職員が指示するもの		○					○		部数等は監督職員の指示による。